岡谷市工場立地法準則条例

（趣旨）

第１条　この条例は、工場立地法（昭和３４年法律第２４号。以下「法」という。）第４条の２第１項の規定に基づき、法第４条第１項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成１０年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第１号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）

第３条　法第４条の２第１項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 区域の範囲 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。） | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
| 第１種区域 | 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号の準工業地域 | １００分の１０以上 | １００分の１５以上 |
| 第２種区域 | 都市計画法第８条第１項第１号の工業地域及び工業専用地域 | １００分の５以上 | １００分の１０以上 |
| 第３種区域 | 都市計画法第８条第１項第１号の定めのない地域で、工場の周辺に森林や河川、環境施設等が存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域 | １００分の５以上 | １００分の１０以上 |

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第４条　工場立地法施行規則（昭和４９年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第１号。以下「規則」という。）第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第１号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の１００分の５０の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

（敷地が２以上の区域にわたる場合の適用）

第５条　特定工場の敷地が第３条の表に規定する第１種区域、第２種区域、第３種区域又はこれら以外の区域のうち２以上の区域にわたる場合における同表の規定の適用については、当該特定工場の敷地に占めるそれぞれの区域が存する部分の面積の割合（以下「敷地割合」という。）につき、第１種区域の敷地割合が最も高いときは第１種区域の規定、第２種区域の敷地割合が最も高いときは第２種区域の規定、第３種区域の敷地割合が最も高いときは第３種区域の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、これら以外の区域の敷地割合が最も高いときは当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第６条　特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、市長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置)

２　昭和４９年６月２８日以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第３条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が法準則別表第１の上欄に掲げるいずれかの業種に属する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 緑地の面積 | 環境施設の面積 |
| 第１種区　域 | ただし、  のときは　　G≧0.1S－G1とし、0.1S－G1≦0のときはG≧0とする。 | ただし、  のときは　E≧0.15S－E1とし、0.15S－E1≦0のときはE≧0とする。 |
| 第２種区域及び第３種区域 | ただし、  のときは　G≧0.05S－G1とし、0.05S－G1≦0のときはG≧0とする。 | ただし、  のときは　　E≧0.1S－E1とし、0.1S－E1≦0のときはE≧0とする。 |

備考　表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G　当該変更に伴い設置する緑地の面積

P　当該変更に係る生産施設の面積

γ　当該既存工場等が属する法準則別表第１の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G0　当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月 ２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

G1　当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E　当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E0　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E1　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

(2) 既存工場等が法準則別表第１の上欄に掲げる２以上の業種に属する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 緑地の面積 | 環境施設の面積 |
| 第１種区　域 | ただし、  のときはG≧0.1S－G1とし、0.1S－G1≦0のときはG≧0とする。 | ただし、  のときはE≧0.15S－E1とし、0.15S－E1≦0のときはE≧0とする。 |
| 第２種区域及び第３種区域 | ただし、  のときはG≧0.05S－G1とし、0.05S－G1≦0のときはG≧0とする。 | ただし、  のときはE≧0.1S－E1とし、0.1S－E1≦0のときはE≧0とする。 |

備考　表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G　当該変更に伴い設置する緑地の面積

n　当該既存工場等が属する業種の個数

Pｊ　当該変更に係るj業種に属する生産施設の面積

γｊ　j業種についての法準則別表第１の下欄に掲げる割合

G0　当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S　当該既存工場等の敷地面積

G1　当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E　当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E0　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計のうち、昭和４９年６月２９日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E1　当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計